

- 子ども家庭福祉に携わる者は、児童相談所や市区町村等でソーシャルワークを主に担う者（別紙参照）と、児童福祉施設等でケアワークを主に行う者に大別されるが、これまでの議論の経緯等を踏まえ、まずはソーシャルワークを主に担う者の資質の向上から議論してはどうか。

- その際、以下のような論点に沿って議論を進めてはどうか。
 - ① 児童相談所において専門的な観点から介入を含めたソーシャルワークを担う児童福祉司（スーパーバイザーを含む）等や、市区町村において身近な立場からソーシャルワークを担う職員など、業務の内容に応じて求められる資質の在り方

 - ② 求められる資質の向上を図るにあたっての具体的な方策の在り方
（例）
 - ・ 研修・養成プログラム等の充実
 - ・ 専門性を客観的に把握できる枠組み（資格制度等）
 - ・ 専門性の高い人材を恒常的に確保していくための方策
（地方自治体等における人事制度、キャリアパス等）

- 上記を議論するにあたっては、以下の点に留意が必要ではないか。
 - ・ 資質の向上と量的な拡大の関係
 - ・ 実際に施策を実施していくに当たっての工程 等

(別紙) ソーシャルワークを主に担う者

	児童相談所	市区町村 (子ども家庭総合支援拠点等)
業務	専門的な知識や技術をもって、虐待通告等に基づく調査・見立て・診断・判定・一時保護や措置などの介入を行うためのリスクや緊急度、親子分離の必要性の判断、方針の策定、支援や指導、一時保護、里親委託、施設入所、関係機関との連携や市町村に対する支援、必要となる法的対応などの業務を行う。	身近な場所で子どもとその家庭及び妊産婦を対象として、実情の把握、子ども等に関する全般的な相談対応、調査、方針の策定、訪問等による継続的な支援や指導、要保護児童対策地域協議会における調整機関としての調整などの関係機関との連絡調整などの業務を行う。
主な職種	スーパーバイザー、児童福祉司等	子ども家庭総合支援拠点の 子ども家庭支援員、虐待対応専門員等

※ 里親養育支援を行う者や児童家庭支援センターの職員、児童養護施設・乳児院の家庭支援専門相談員等もソーシャルワークの機能を担っている。